

出資等に係る不要財産の納付について

(1) 現物による出資等団体への納付に係る出資等に係る不要財産及び納付先

建物の所在地	財産名称	延べ床面積(m ²)	納付先
大阪市東成区中道一丁目3番69号	本館	6,867.52	大阪府
	別館	4,272.18	
	ボイラー機械室	260.97	
	動物舎	405.05	
	ボイラー監視室	9.69	
	特定屋内貯蔵所	8.99	
	高圧ガス容器置場	8.25	
同 天王寺区東上町8番34号	本館	8,589.22	大阪市
	共用理化学棟	802.19	
	プラント実験棟	147.73	
	車庫	75.80	

(2) 当該出資等に係る不要財産が将来にわたり業務を確実に実施する上で必要がなくなつたと認められる理由

森ノ宮センター及び天王寺センターの新築移転に伴い不要となるため

(3) 現物による出資等団体への納付の予定時期

令和5年4月予定